

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失すると国民年金に当然加入するものだと思っていたので、昭和53年*月に子供が生まれて会社を退職した時に国民年金の加入手続を行った。61年に国民年金第3号被保険者となった時に、保険料を納付しなくて済むようになり、少しは楽になると思ったことを覚えている。しかし、60歳前に銀行で年金相談をした時に、私の国民年金加入期間に未納期間があるということを初めて知った。社会保険労務士の方には、他の年金保険に加入したわけではないのに、資格喪失日が月の途中になることはないと言われ、町役場でも同じことを言われた。きちんと保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和58年3月28日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失し、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できるが、A町の国民年金被保険者名簿を見ると、当該資格喪失日は、オンライン記録同様、同年3月28日と記載されているものの、申立期間のうち、同年3月の国民年金保険料が納付済みであることが記載されている。

また、A町は、「申立期間当時、町内の各自治会に国民年金保険料や自治会費、税金などを集金してもらうため、毎月の納付票を世帯ごとに作成し、月の中頃までには各自治会に渡していた。また、集金日は各自治会に任せていたが、当月中に集金していた自治会が多かった。」と回答していることから、申立人が昭和58年3月の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、前述の「毎月の納付票を世帯ごとに作成し、月の中頃までには各自治

会に渡していた。」とのA町の回答から、同町の国民年金被保険者名簿に納付済みの記録が無い昭和58年4月から61年3月までの期間については、申立人に係る国民年金被保険者の資格喪失日（昭和58年3月28日）以降の期間であり、同町において国民年金保険料の納付票は作成されておらず、申立人に係る当該期間の国民年金保険料を自治会が集金することはできなかったものと考えるのが自然である。

また、申立人は、「社会保険労務士及び町役場の職員に、国民年金被保険者の資格喪失日が月の途中になることはないと言われた。」と申し立てているものの、国民年金法では、任意加入被保険者の資格喪失日は、申出が受理された日の翌日とされていたことから、当該喪失日（昭和58年3月28日）が、年度及び月の途中であることについて不自然ではない上、A町の国民年金被保険者名簿記載の資格喪失日は、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）とも一致している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在判明している国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和58年4月から61年3月までの期間については国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及び同社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和29年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和29年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。一方、事業主は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月27日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和26年4月16日付けでC市内のA社に入社し、その後、同社B出張所にDができたため同出張所に転勤した。昭和55年10月に再びA社に転勤し、平成元年3月31日まで同社一筋で働いてきたのに、同社から同社B出張所に転勤した時期の記録が抜けている。昭和55年10月の転勤の時の記録はつながっているのに申立期間の記録が無いことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び「脱退・選択・一時金給付申請書(加入者)」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和29年3月1日にA社から同社B出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳のA社における昭和28年11月の記録及び同社B出張所における29年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和 29 年 2 月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立人に係る昭和 29 年 3 月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録における A 社 B 出張所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年8月までの期間、同年12月から57年3月までの期間、60年10月から同年12月までの期間及び61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から56年8月まで
② 昭和56年12月から57年3月まで
③ 昭和60年10月から同年12月まで
④ 昭和61年4月

期間ははっきりとは覚えていないが、失業中は父が国民年金の保険料を納めてくれていた。父が保険料の領収書を手にしていたのを覚えている。私の年金記録は、空白期間が無いはずなので調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から④までの国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、A町で、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、その父親からは、直接当時の事情を聴取することができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況に関する詳細は不明である。
- 2 申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年5月22日にA町で払い出され、国民年金被保険者の資格が57年4月1日まで遡及して取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。
- 3 申立期間③及び④について、申立人は申立期間及びその前後の期間に勤務した事業所における就職日、退職日等を父親には全く連絡していなかったと供述していることから、父親が申立人に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続をその都度、適切に行えなかった状況がうかがえる上、オンラ

イン記録において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

- 4 このほか、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

平成 6 年 5 月から 17 年 11 月まで A 県の B 社で働いていた。C 県の社会保険労務士が社会保険事務を行うようになった 13 年 9 月から標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっている。社会保険の手続が変わるだけで給与等についての説明はなかった。当時の給与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成 13 年 9 月 1 日に D 社（所在地は、A 県）において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に B 社（所在地は、C 県）において被保険者資格を再取得しており、標準報酬月額については、D 社において被保険者資格を喪失した時点では 18 万円であったが、B 社において被保険者資格を再取得した時点では 13 万 4,000 円であることが確認できる。

一方、申立人から提出のあった給与明細書（平成 13 年 4 月、同年 6 月、同年 11 月、14 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月、同年 9 月、同年 12 月、15 年 1 月、同年 3 月及び同年 5 月）を見ると、おおむね 18 万円を超える給与が支払われ、標準報酬月額 18 万円に基づく厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

しかしながら、B 社の親会社であった E 社は、「申立期間当時、経営不振により社会保険料納付が困難であったことから、本人の同意を得て社会保険料の引下げを行った。社会保険料の差額分は本人に返金した。」と回答している。

また、申立期間当時の B 社の取締役は、「C 県の社会保険労務士から、給与と賞与の支給額を変えれば社会保険料が安くなるとの助言があり、平成 13 年 9 月から標準報酬月額の変更を行い、同年 12 月の賞与時又は年末調整時に差

額保険料の精算をしていた。多額の返金を受けて喜んでいた社員がいたことを覚えている。」と回答しているところ、複数の同僚は、「健康保険の手続がC県で行われることになり、その後の年末調整で例年より多い還付金を現金で受け取った。」、「支払明細書は無いが、健康保険の手続がC県で行われることになった関係により差額分を受け取った。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、平成13年9月1日にD社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にB社において被保険者資格を再取得している申立人を含む従業員35人の標準報酬月額を見ると、26人が13万4,000円、5人が12万6,000円以下となっていることが確認できる。

加えて、F町が保管する申立人に係る平成14年度（平成13年分）から16年度（平成15年分）までの個人課税台帳に記載された年間の社会保険料控除額を見ると、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）に基づき算出した年間の控除額の合計額をそれぞれ下回っており、申立人から提出された給与明細書が最も多い平成14年の賞与支給額の推測を行った結果、15年度（平成14年分）の個人課税台帳に記載された年間の社会保険料控除額は、その賞与支給額及び標準報酬月額13万4,000円に基づき算出した社会保険料控除額とほぼ一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月から 35 年 1 月 1 日まで

私が小学生の頃、父がA社に勤めていた記憶がある。近所に当時の同僚の方が二人いて、話が聞けると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人がA社において働いていたことは推認できるものの、申立人の勤務形態、勤務期間及び厚生年金保険加入に関する具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できる複数の同僚は、同社においては、当時、厚生年金保険に加入していない者が多くいた旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、遡って記録が訂正されているなどの不自然な点も見られない。

加えて、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月 2 日から 56 年 9 月 14 日まで
② 昭和 56 年 12 月 31 日から 57 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 60 年 10 月 22 日から 61 年 1 月 16 日まで
④ 昭和 61 年 4 月 27 日から同年 5 月 30 日まで

国（厚生労働省）の記録では、私が勤務した6つの事業所での年金記録が抜け落ちている。申立期間①から④までのいずれの期間にどの事業所で勤務していたかは覚えていないが、6つの事業所で勤務していたのは間違いないので、申立期間の全てを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が勤務していたと主張するA社では、申立期間に係る賃金台帳等は保管していないが、申立人に係る労働者名簿を保管しており、同名簿では、昭和 58 年 9 月 27 日入社、同年 11 月 12 日退職と記載されており、これは雇用保険の加入記録とも一致していることから、申立期間以外の期間である当該期間に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 61 年 9 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、同社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 61 年 9 月 1 日であるので、申立期間は厚生年金保険適用前であり、申立人の給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している。

さらに、申立期間当時、同社で勤務していた従業員は、「昭和 61 年 9 月 1 日までの勤務期間中、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入していた。」「昭和

61年9月に厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料を控除されていたことはなかった。」と供述している。

- 2 申立人が勤務していたと主張するB社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、同社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料は保管していないので、申立人の勤務実態等は不明であるが、当社は厚生年金保険の適用事業所ではないので、給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答している。

さらに、申立期間当時の同社の労務担当取締役は、「当社は厚生年金保険の適用事業所になったことがないので、社長や私を含めて従業員等は、誰も厚生年金保険には加入していない。」、「人の出入りが激しかったので、自分を含む役員や他の従業員で、申立人のことを覚えている者は誰もいない。」と供述している。

加えて、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

- 3 申立人が勤務していたと主張するC社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料は保管していないので、申立人の勤務実態等は不明である。」、「申立期間当時のDが個人的に従業員の氏名を記入していたノートにも申立人の氏名の記載はなく、申立人のことを記憶していないと言っていた。また、申立人のことを覚えている従業員は誰もいなかった。」と回答している。

また、同社の現在の総務担当者は、「当時の試用期間の詳細は不明であるが、地元出身者でない者は、きっちりと仕事ができることが分かるまでは厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立期間当時の同社の経理等担当者は、「私は入社してからずっとEをしてきたが、申立人はEとして勤務したことはなかった。」、「仮にFとして勤務していたなら、住み込みのFはすぐに辞める者が多かったので、入社後しばらくは厚生年金保険への加入をせずに仕事ぶりを見ていたと思う。」と供述しており、別の経理担当者は、「申立人のことは覚えていない。Eをしていた人は申立人ではなかった。」と供述している。

加えて、申立期間当時、同社にFとして勤務していた者は、「当時のFで厚生年金保険に加入していた者は、ほとんどいなかったと思う。私の記憶では3人ぐらいだったと思う。」と供述している。

なお、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

- 4 申立人が勤務していたと主張するG社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、解散しており、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料は残っていないため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について

て確認できない上、当時の従業員等に聴取しても、申立人のことを覚えている者がいないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等に係る供述は得られなかった。

また、申立期間当時、同社で社会保険等の総務関係全般を担当していた者（元取締役）に照会したところ、「事業所等を転々とするFについては、入社後しばらく様子を見て、仕事が続くかどうかを判断してから厚生年金保険に加入させていた。」「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入の手続を行っていた。」との供述が得られた。

さらに、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は、「Fの仕事は厳しかったので1～2日で辞める人もいた。1か月も続かず辞める人も多く、出入りが激しかった。」と供述している。

なお、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

- 5 申立人が勤務していたと主張するH社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除状況等を確認することができない。

また、同社の現在の総務担当者は、「住み込みのFは出入りが激しく、1～2週間で辞めていく者も多くおり、厚生年金保険の加入手続前に辞めていく者が多かった。」「健康保険及び雇用保険と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたはずだから、健康保険及び雇用保険の記録が無いのならば、厚生年金保険の加入手続を行っていないと思う。」と供述している。

さらに、申立期間当時の同社の従業員は、「住み込みのFは、1か月未満で辞める人も多かったので、長く勤められるかどうかを見てから厚生年金保険の加入手続をしていたと思う。」「私が健康保険証を受け取ったのは、入社後少なくとも1か月以上過ぎていたと思う。そのため、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続をしていなかったと思う。」と供述している。

加えて、同社が加入するI健康保険組合に照会したところ、「申立期間当時の資料は保管しているが、H社において、申立人が当組合の被保険者になった記録は無い。」と回答している。

なお、同社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も見当たらない。

- 6 申立人が勤務していたと主張するJ社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除状況等を確認することができない。

また、同社の現在の総務担当者は、「申立期間当時の資料が無いので、申立人のことは分からない。仮に入社していたとしたら、当時は試用期間が通

常3か月間あって、その期間は厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と回答している。

さらに、同社の申立期間当時の経理担当者は、「Fには入社後、見習期間があって、その期間は多分、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述しており、別の経理担当者は「Fには入社後、しばらく見習期間があり、その後正社員になったと思う。厚生年金保険の加入は正社員になってからだったと思う。」と供述している。

加えて、申立期間当時の同社の従業員は、「Fは短期で辞める人が多かったので、仕事が続けられるか様子を見てから厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している。

なお、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

7 上記のほか、申立人が申し立てた6つの事業所において、申立期間①、②、③及び④のいずれについても、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。